

聴覚障害児・者のコミュニケーション方法 — 手話・口話論争と障害の克服 —

深澤茂俊

A Study on Methods of Communication and Deaf Children and Adults:
the Sign Language/ oral method conflict and overcoming disability.

Shigetoshi FUKASAWA

要旨

近代の聴覚障害教育の歴史を見ると手話から口話への流れがあり、手話を否定し、手話を排除する歴史があった。この事実に基づき見てみると、「手話か口話か」といった考えの教育ではなく、「手話も口話も」といった教育の大切さを知ることができた。また、盲聾教育の歴史は、創意工夫の歴史であった。さらに、聴覚障害から視覚障害を受障した事例と、視覚障害から聴覚障害を受障した2事例を通して、多様なコミュニケーション手段が開発され、受け入れられる、そして容易に活用できる社会の大切さを伺い知ることができた。このような社会の実現こそが、聴覚障害児・者のノーマライゼーションを実現するといえよう。

キーワード：聴覚障害児・者、聴覚障害教育史、手話・口話論争、コミュニケーション方法、障害の克服

1. はじめに

近年、聴覚障害児・者の当事者や支援者等の間では、手話を言語のひとつと認める「手話言語法」の制定の動きが全国的に広がっている。

2006（平成18）年12月13日の国連総会において「障害者の権利に関する法律」（以下、権利条約）が採択され、手話は正式に「言語」であると規定された。権利条約でいう「言語」は、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と、第2条定義の中に規定されている。

近代の聾教育の歴史を見ると手話から口話への流れがあり、手話を否定し、排除する時代があったことは否めない事実であった。また、聾教育の実態として「口話法」の導入以来、手話の使用は禁止され続けてきた歴史でもあった。さらに、こうした排除の中でも手話を守り続け、一丸となって教育実践してきた大阪市立聾唖学校の教師集団が存在したのも事実である¹。

しかし、このような口話を中心とした聾教育では、残念ながら視覚障害と聴覚障害を持つ重複障害のコミュニケーション障害を克服することができない。それは、弱視の視覚障害であればろうじて口話を読み取ることができるかもしれないが、全盲の視覚障害者であれば口話を読み取ることができないからである。

¹川渕依子（2010）『高橋潔と大阪市立聾唖学校 手話を守り抜いた教育者たち』サンライズ出版。川渕依子編著（2000）『手話讃美 手話を守り抜いた高橋潔の信念』サンライズ出版。

本論文は、近代の聴覚障害教育の発展過程を踏まえて、聴覚障害と視覚障害を持つ重複障害の2例を通して、コミュニケーション障害の克服の課題を考察する。

2. 研究目的

本論文の目的は文献研究と事例研究により、次の2つを明らかにすることである。

まず1つ目は、大正時代から昭和初期の聾教育を歴史的に見ると「手話法」と「口話法」の対立があるが、口話が手話を排除し、聾教育では手話を使うことを禁止した背景について整理していく。2つ目は、視覚障害と聴覚障害を持つ重複障害者の2つの事例を通して、コミュニケーション障害の克服の過程について考察していく。

これらの2つを明らかにすることは、視覚障害と聴覚障害を持つ重複障害者のコミュニケーション障害を克服する一助となると思われる。

3. 手話・口話論争の歴史



図1 「古河氏五十音手勢」

日本の近代教育制度は、1872（明治5）年8月3日に発布された「学制」から始まる²。教育目標には、「人々の自らのその身を立てその産を治めその業をさかんにする」こととあり、全国津々浦々まで学校を設置することから「^{むら}邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんこと」を強調していた。さらに、「幼童の子弟は男女の別なく小学校に従事せしめざるものは、その父兄の越度たるべきこと」として、ここに就学義務制度の方針を示している。

その後、1875（明治8）年には、京都において聾教育が創始され、瘖啞教場が京都市上京区第19小学校（後の待賢小学校）に設けられ、京都府知事榎村正直の理解を得て、1878（明治11）年5月24日に京都盲啞院が設立されている³。当時、京都盲啞院で教育にあっていた古河太四郎は創意工夫しながら多くの教具を考案している⁴。右の図は、古河太四郎が作成した「古河氏五十音手勢」である⁵。

² 文部省（1972）『学制百年史』ぎょうせい。

³ 鈴木力二（1968）『古河太四郎と京都府盲啞院』日本盲教育史資料集第二集、あをい会。鈴木は盲教育史研究者として、古河太四郎と京都盲啞院に関する資料を京都府庁地下室に保存されていたものをまとめたものである。

⁴ 古河太四郎の教材に関しては、京都府立盲学校創立百周年記念事業委員会『古川氏盲啞教育法』（復刻版）に詳しく紹介されている。なお、「古川」となっているが、本人の自筆、履歴書や公文書等はほとんど「古河」であった。しかし、戸籍上は「古川」となっている。小西信八先生存稿刊行会（1935）『小西信八先生存稿集』光文社では、「日本盲啞教育始祖古川太四郎先生略歴」（103-109頁）では「古川」となっていた。また、岡本稲丸（1997）『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会でも詳しく古河太四郎の教育方法等についての研究がされている。

⁵ 川本宇之介（1940）『聾教育学精説』信楽会、143頁。

ところで、座主は、聾教育の時期区分を4つに分けている。第1の時期は「明治8年頃から大正末期までの40年強であり、はじめ発音指導も行われたが次第に「手勢法」（「手話法」と「書取」（書記日本語）による言語指導を中心とした教育が行われるようになっていった。」と示している⁶。

京都盲啞院の開業式の様子は「大坂日報」に掲載されている⁷。

明治11年5月24日（金曜日）大坂日報 第六百七十九号

今廿四日西京盲啞院開業式の順序を伝聞するに午前八時各区区长盲啞生徒の父兄輩掛役員出頭式礼あり各院祝文を読上げ最後に教員古川太四郎祝文を読み啞人生徒山口善四郎 山川為次郎の兩人右の祝文を手勢にて之が解をなし終りて兩人手勢の間答を成す次に教師塗板に文字を書す啞生徒等之を見て発音を為す次に護王神社宮司伴井（ママ・半井）真澄の子息録といふ盲人が盲啞院設立原田の演説盲啞連語遣ひの講義を為し其余の諸氏種々の演説を為す又真宗兩本願寺大教正を始め各宗本山の敬正運兵尽く派出なし各該院設立総縁起を演説さる、よし又該件に就て尤も感心なるハ書林村上勘衛氏より手算法といふ書物を製造へ縦観人一同へ与へられ尚該院より赤白の餅七千余を生徒並に掛役員に振舞る、よし尚詳細の景況ハ再度の通信を待て報道すべし

この「大坂日報」では、山口善四郎と山川為次郎の2人の生徒に、教員の古河太四郎が質問を行って、2人の生徒が手勢（手話）で答えた。次いで、教師は塗板（黒板）に白墨で「祝」という文字を書いて、それを見て山口善四郎が「イーハーウー」と山川為次郎は「イハイ」と発音で答えた⁸。つまり、この記事から当時の京都盲啞院では手話や口話および文字などの方法を用いて教育をしていたことを伺い知ることができる。

その後、松崎天民が京都盲啞院に探訪し、尋常科の授業風景を紹介している。それによれば、14名の「啞生」が発音教室で発音の練習、2年生の男女の「啞生」が石筆石盤によって加減乗除の練習、3・4年生が筆談教育、5年生が作文教育をしていたことを伝えている⁹。また当時の盲啞院の教育方法は、「手勢・示喩手勢法・発音・発語・書取・談話応接法・綴語作文法・作文設題等言語に関する教科目について、古河が独自に工夫したところを詳述している¹⁰。」とあるように幅広い教育方法を用いていたことがわかる。

1880（明治13）年、盲啞学校として盲・聾の教育を実施してきたが、盲学校と聾学校を分離する動きが出てきた。欧米先進国においては、1760年代に手話法の祖といわれるド・レペ（de l'Epee,C.M 1712-1789）と、1778年創始の口話法のハイニッケ（Heinicke,S. 1745-1822）論争等もあり、盲学校と聾学校は

⁶座主果林（2010）「ろう教育における2つの教育方法：障害学の2つのモデルによる整理」『奈良女子大学社会学論集』第17号、252頁。

⁷岸は京都盲啞院に関する新聞・雑誌が描いた記事を丹念に調べて編集しなおして冊子としている。岸博美編（2010）『歴史の手ざわり 新聞・雑誌が描いた盲啞院・盲学校 京都盲啞院～京都府立盲学校（誕生から義務化まで）』『資料室だより』（創刊号～50号）』（私家版）7頁。

⁸藤井克美「近代盲聾教育の始祖：古河太四郎」中野善達編著『障害者教育・福祉の先駆者たち』麗澤大学出版会。37-105頁。

⁹松崎天民は、1902（明治35）年に新聞記者として、「京都盲啞院」に2度訪問している。その後、「京都盲啞院を訪ふ（上・中・下）」（『小天地』2巻6、7、8号 明治35年）に「京都盲啞院」を世に知らしめるためと世の人々の支援を得るためにルポルタージュとして掲載している。その一部を復刻している。詳しくは、後藤正人（2006）「京都盲啞院」『松崎天民の半生涯と探訪記 友愛と正義の社会部記者』163-184頁、和泉書院。また、岸博美編（2010）『歴史の手ざわり 新聞・雑誌が描いた盲啞院・盲学校 京都盲啞院～京都府立盲学校（誕生から義務化まで）』『資料室だより』（創刊号～50号）』（私家版）95～115頁には、松崎天民「京都盲啞院を訪う」が掲載されている。

¹⁰文部省（1958）『盲・聾教育八十年史』17頁。

分離して教育をしていたことが、以下の資料からわかる¹¹。

最初より別個の場所に於て各々特殊の教育をなし又特殊の研究を以てし苟も便宜主義によつて盲及び聾啞を同じ場所に併置して教育するが如きは無かりしなり、然るに我が国に於ては先づ京都に於て訓啞盲と云ふ順序になり、吾が校に於ては訓盲啞となり、而かも共に併置して教育したりしなり、元より此の事たる別に明かなる理由の存するにあらず全く便宜の處置に出でたるものなり、抑々盲と聾啞とは生理的に見て何等の連絡なく、又教育上相俟ち相助くる長所もなく併置は却て教育的に見て利害の相反するものあり、故に徒に不具なりと云ふ点又は經濟上の見地よりのみ見て兩者併置するが如きことは教育それ自身の進歩を妨ぐることに大なるものあり、而して我が国の盲及び聾啞教育は今日尚教育的並に科学的に立脚するよりも寧ろ經濟上並に便宜上の支配を脱すること能はざるは恐らくこの発端の併置主義的態度に影響せらるゝこと多きものなるべし。

また、東京盲聾学校長の小西信八は、1899（明治32）年7月21日に文部大臣樺山資紀宛て盲聾分離の上申書を提出している¹²。

東京盲聾学校ヲ盲学校聾学校ノ二校ニ分設スルニツキ上申

本校生徒追々増加シ既ニ二百名ヲ超エ聾生百四十名盲生七十名ニ達シ教室寄宿舎共ニ狹隘ニ相成リ寄宿舎ノ事務室診察室応接室等ヲ廢シ生徒室ニ充テ候ヒシモ忽チ満員ト相成リ、新志願者ヲ謝絶シ来リ遺憾ノ事ニ於テ増築ノ御裁可ヲ得テ追々着手ノ運ニ候ラヘ共校舍ニ至リテハ殆ド増築ノ余地無ク篤ト将来ノ事ニ就キ相考ヘ候処盲学校聾学校二校ニ御分離相成リ訓盲ノ為ニ新タニ芝麻布若シクハ大森等汽車ノ便利アリ且ツ鍼治按摩実習ニ適宜ノ土地御選定ノ上、盲学校ヲ御新築相成リ候他ニハ良案コレ無ク存ジ候。

元來盲ト聾トハ全ク性情ヲ異ニシ盲者ノ為ニ考慮尽シタル成案モ此ヲ聾者ニ適當ス可カラズ聾者ノ為ニ工夫ヲ凝ラシタル良案モ之ヲ盲者ニ利用スベカラズ諸学科全ク教授ノ方法ヲ異ニセザル可カラザル上ニ盲聾各長少男女ノ別アリ管理ノ方法亦頗ル困難ヲ極メ随ヒテ諸般ノ設備モ自ラ異ナラザルヲ得ザル次第ニ候假令バ聾者ノ教場ハ稍広キニ過グルモ二級ヲ合シテ教フル場合ハ便ナシトセズ然レドモ盲者ノ教場ハ喧噪ヲ防グ為メニ寧ろ狭小ナルモ数多キヲ要シ其ノ他食堂便所ノ末ニ至ルマデ共用ノ利少ナクシテ不便多シ畢竟最初ヨリ分設スベキモノニ候ラヒシヲ創業ノ際ハ試設ノ事ニシテ入学者ノ多寡モ予知シ難ク教授ノ経験モ無キニ依リ単ニ不具者ト云フ一点ニヨリ同一ノ校舍ニ授業ヲ試ミ候義ト存ジ候

— 中略 —

（明治32年7月21日付文書）

小西信八は盲聾分離の理由について「盲者と聾者との間の差は、盲者と常人もしくは聾者と常人との差よりも、むしろ大きい。それを同一の学校で教育するのは益無くして感情を損すること極めて多い¹³」と

¹¹東京盲学校編（1935）『東京盲学校六十年史』106～107頁。なお、「盲聾分離」の調査・研究として岸博美氏は「盲・聾分離」の歩みを検証により、史的素材を浮き彫りにし、各「盲学校」「聾学校」沿革史の文献的調査を軸に「盲・聾分離」の歴史を跡づけている。詳細にまとめられているもので、盲聾分離を知るための史料として参考になる。岸博美編著『視覚障害教育の今後を考えるための史資料集 盲・聾分離をめざした苦闘・90年 - 第84回全日本盲学校教育研究大会研究発表-』1-68頁。

¹²東京盲学校編（1935）『東京盲学校六十年史』226-229頁に「東京盲聾学校ヲ盲学校聾学校ノ二校ニ分設スルニ付キ上申」が掲載されている。

¹³聴覚障害者教育福祉協会（1974）『聾教育百年のあゆみ』（財）聴覚障害者教育福祉協会、29頁。

のことで「盲啞の教育は、盲人学校、聾啞学校と分設するものとす¹⁴」と分離して学校運営をすべきと強調したのである。

しかし、盲聾分離が実現するのは10年後の1909（明治42）年のことであり、さらに京都の分離は遅れて1925（大正14）年のことである。

大正時代に入り、聾教育界に「口話法」が普及して行くことになる。先にあげた座主の聾教育の時期区分の第2の時期「主流が読唇指導と発音指導を中心とする『口話法』に移っていく時代¹⁵。」であり、欧米の聾教育の影響を受けて「手話法」から「口話法」へと変化し、音声言語による教育研究が始まっている。また、1920（大正9）年には「口話法」をかかげた日本聾話学校がアウグスト・K・ライシャワーによって設立されたことや盲聾分離の兆しがみえてきたこともその一つである。

同時に、大正時代には手話を否定して「口話法」を主張した3人の人物が現れている。

まず、滋賀県八幡町の豪商の西川吉之助で、三女はま子の教育にアメリカ式の「口話法」を採用した。西川の口話教育への信念は、「日本の口話教育が、はま子一人のものであってはならない。聾児をもつすべての親の願いを果たすものではない¹⁶」とするものであった。また、西川から手話を使うことを禁じられ、「口話法」で育てられた三女はま子が書いた「手話と口話」の一説がある¹⁷。

西川はま子は手話の便利さを感じていたものの、同じ聴覚障害者である聾者との距離を感じていたのではないかと思われる。

口話を習得したからには、口話が下手になったら大変という意識が、いつも働いていたために、全然てまねの陶酔境に浸るということが出来なかったのでありました。そして口話も出来、てまねも出来ることは、ろう者として一番理想的なものではないかとさえ考えたものでありましたが、結局私としてはろう学校に於ける教育は、むずかしいけども口話でやるべきだという確信を植えつけられたのでありました。

次に川本宇之介（後に東京聾啞学校長）であるが、1920（大正9）年に東京市より文部省に入省し、盲聾教育に関心を持つことになった。同年11月25日の第7回全国盲啞教育大会が名古屋市立盲啞学校で開催され、文部大臣の祝辞を携えて出席をした。以下は、そのことを伝える一説である¹⁸。

私はこれまでの生い立ちと遍歴の跡、人間性の一端を記してここに至ったが、いよいよ「手話法から口話法へ」とコペルニクス的転回を組織的にもたらした、「ろう教育史上の川本宇之介論」としてこの著作の核心を極める段階に達したものと思う。

その序幕は、大正9年11月25日の回心から、それに続くその信念の具体化、すなわち、学問体系の萌芽をもたらせた大正11年9月より13年6月に至る約2年間に及ぶ欧米諸国へ在外研究員としての派遣によって切り落とされる。

さらに川本は、この大会で開催校の橋村徳一校長との出会いがあった。この橋村は早くから口話法の研究を進めており、盲聾教育研究を進めるための運命的な出会いとなっている。また、川本は1922（大正

¹⁴聴覚障害者教育福祉協会（1974）『聾教育百年のあゆみ』（財）聴覚障害者教育福祉協会、30頁。

¹⁵座主果林（2010）「ろう教育における2つの教育方法：障害学の2つのモデルによる整理」『奈良女子大学社会学論集』第17号、252頁。

¹⁶聴覚障害者教育福祉協会（1974）『聾教育百年のあゆみ』（財）聴覚障害者教育福祉協会、108頁。

¹⁷西川吉之助に口話法で育てられた西川はま子が書かれた文書が多く収録されており、はま子本人の肉声が録音されたソノシートが掲載されている。ろう教育科学学会編集部編（1964）『西川はま子集』ろう教育科学学会、51頁。

¹⁸山本実（1961）『川本宇之介の生涯と人間性 - 特殊教育先覚者としての -』（非売品）29頁。

11) 年9月から約2年間、文部省の在外研究員として、盲聾教育研究のため欧米諸国（アメリカ、ドイツ、イギリス、デンマーク）へ留学したが、その研究成果は、帰国翌年の1924（大正14）年7月に『聾教育概説』（中文館書店）として出版されている。なお、帰国数日後の1923（大正13）年6月4日付で東京聾哑学校兼東京盲哑学校教諭に就任している¹⁹。

全国の聾哑学校の「手話法」は、やがて「口話法」にとって代わられてしまう。清野は、手話・口話論争について、「最初の論争らしきものが行われたのは、大正14年10月に開催された日本聾哑教育会第一回総会での口話教育促進に関する諮問をめぐっての論議のようである²⁰。」としている。

また、清野は「高橋潔は、純口話法への疑問を表明した論文を書いている。高橋は市立校の『会報』第二号に『口話式聾教育に就いて』を執筆、この論文で、高橋は、まだ口話法に対して後に見るような対決的な姿勢は示さず、西川はま子や名古屋校、日本聾話学校の事例を紹介しながら『口話法』の普及の動きを記しているが、しかし、この方法ですべての生徒が救われることにはならないものではないかと説き、手話法の役割も依然として存在することを述べている²¹。」としている。

つまり、高橋潔が校長をしていた大阪市立聾哑学校では、口話も手話も必要として適正教育を目指した。また学校の方針として、O・R・Aシステム（大阪市立聾哑学校法）を確立した。具体的には、聾児の残存聴覚や失官の年齢等の実態に即して、A組は口話で、B組は口話と手話と指文字を使い、C組は手話と指文字で聾教育を行った。

こうしたシステムを導入できたのは、大阪市立聾哑学校の2名の教諭が、1929（昭和4）年には大曾根源助が文部省からアメリカへ派遣され、1930（昭和5）年には藤井東洋男が大阪府からヨーロッパへ派遣されている。大曾根は海外派遣により、聾学校の視察等を通して、「手話法」と「口話法」を併用することで教育効果を高める事実を知った。また、帰国後、アメリカの指文字を参考にした大曾根式指文字を考案している。藤井は適正教育について研究をして、先のO・R・Aのシステムを1932（昭和7）年に完成させている²²。

高橋潔は、川本宇之介や西川吉之助らの口話を認める立場から厳しく批判されたが、手話の必要性を訴え続けた人物であった。やがて、文部省も「口話法」を奨励することになり、高橋は孤立すること²³になるが、1933（昭和8）年1月の全国盲哑学校長会総会で高橋が聾教育に手話の必要性を述べている²⁴。

人間として生まれた喜びを知り、聾哑の子が自分の不具を自覚し、卑屈にならず、愉快に人生を送れるような心を持つようにすることが我々教育者の誠の仕事と信じます。

自分の不具を恥じたり、親を怨み、社会を呪うようなことは、教育者として最も恥じなければなりません。ものを言う術（すべ）をいくら教えても、人間として生きる指針を持たない、魂のないものは、人間ロボットです。

心の問題まで完全に発表できる手話法によってまず人間をつくること、これが教育としての先決問題であると信じます。

¹⁹山本実（1961）『川本宇之介の生涯と人間性 - 特殊教育先覚者としての -』（非売品）26-30頁。

²⁰清野茂（1997）「昭和初期手話 - 口話論争に関する研究」『市立名寄短期大学紀要』29, 57-80頁。

²¹清野茂（2000）「高橋潔の足跡」川渕依子編著『手話讃美 手話を守り抜いた高橋潔の信念』サンライズ出版、29頁。

²²聴覚障害者教育福祉協会（1974）『聾教育百年のあゆみ』（財）聴覚障害者教育福祉協会、113-115頁。また、川渕依子（2010）『高橋潔と大阪市立聾哑学校 手話を守り抜いた教育者たち』55-160頁、サンライズ出版。

²³吉川隆司（2010）「盲ろう児教育と「福祉」 - 私立盲哑院から始まった大阪のろう・盲教育 -」大阪社会福祉史研究会編『大阪における社会福祉の歴史Ⅱ』79頁、大阪市社会福祉協議会。

²⁴塩田健夫（2008）『遠藤董と盲・ろう教育』161-162頁、今井書店。

聾啞者は少数であるから、多数なる「正常者」の言語を強要されることに疑問に感じます。最後に申し上げたい。口話に適する者には口話法にて、適さない者には手話法にて、一人の落ちこぼれの無い教育、即ち適正教育を最も良しと信じます。

高橋は「口話法」についての批判はせずに、聾啞教育には手話も口話も必要で、そのことはまさに教育者として聾児に目を向けて適正教育を実践したことを感じるものである。しかし、わずかに大阪市立聾啞学校の高橋潔、大曽根源助、藤井東洋男によって、かろうじて「手話法」の伝統が引き継がれたものである²⁵。また忘れてはならないのは、函館盲啞院長の佐藤在寛の存在である。高橋は1928（昭和3）年の函館盲啞院で開催された日本聾啞教育総会で出会いがあり交流が深まっているようである。佐藤は、聾啞者にとっての母語は手話であることを強調して、高橋を擁護したことでも知られている²⁶。

4. 手話・口話のコミュニケーション方法から見えてくるもの

近代の聴覚障害教育の変遷を通して、大正時代から昭和初期にかけての手話・口話論争を見てきたが、この論争は「コミュニケーション方法の論争」といっても過言ではない。筆者は、まさに盲・聾教育は、創意工夫の歴史であったといえると思っている。聾教育においては明治時代の京都盲啞院では、古河太四郎により手話と口話を併用しての教育が行われていたことから頷ける。

このことを古河太四郎の研究者として知られている岡本稲丸が以下のように語っている²⁷。

聾教育では手話法と口話法というのが昔から大きな二つの柱だとされてきたわけでありまして。西欧では、世界最初のパリの聾学校を開いたド・レベイが手話法、それから永らく口話法が続きまして主流となりまして、最近では市民権を得ました手話が聾啞者の文化ということで第一言語と喧伝されるわけでありまして。

そこでそのような通説に沿いまして、日本でも古河先生の京都校で手話が成立した、そして古河先生は手話の先生だというわけでありまして。古河先生が手話を使われたことは確かでありまして、大正からこちらの口話法一辺倒の時代に、そこで古河先生が手話を使ったということで白を黒ともして古河先生の方法論は否定されるわけですが、最近また手話が市民権を得ましてはやされるようになりますと、やっぱり古河先生は偉い人やったというふうになるわけですが、そこで古河先生の方法論のそのことを紹介しました私の著書でもですね、正しくは理解されずに、誤解されたままそのような世情の中で褒めていただくということになるわけです。

これは少し話が違うわけでありまして、私が考えます手話の成立は、拙著に書きましたのでありますけれども、たぶん古代に遡ると思われまして。私が発見しました1604年、慶長9年の手話のシーンと思われる図版を補章に載せておきました。古河先生はそのような伝統的手話、明治初年の聾啞者が使っていた手話を活用されますとともに、国学を研究されまして、たいへん研究されました。そして、日本語音韻の発音指導法を編み出されたわけでありまして。そこで古河先生の方法は口も手も使うというユニークな、口手共話法と私は名前をつけるんですが、そのような方法であったと私は考えます。

²⁵山本おさむ（1991-1993）『わが指のオーケストラ』（1～4巻）秋田書店。漫画の作品であるが、当時の聾教育の状況をわかりやすく表現している作品である。高橋潔、西川吉之助、西川はま子も登場している。

²⁶清野茂（1993）「佐藤在寛と私立函館盲啞院」『市立名寄短期大学紀要 Vol.25 1-27頁。清野茂（1998）『佐藤在寛』（福祉シリーズ19）大空社。

²⁷岡本稲丸（1997）『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会の拙著テープ版を読んで、テープ第43巻B面末尾に付された岡本氏による「読了後の感想」をテープから日本盲教育史研究会事務局長の岸博美氏が活字に起こした資料（2011年秋）である。

古河太四郎が手話を使っていたことは確かなものとしている。また、口も手も使うというユニークな、「口手共話法」といえる方法も使って創意工夫をこらしていた話しである。

明治時代に京都盲啞学校で実践していた「手話法」と「口話法」を併用しての教育は、大正時代に入り、川本宇之介らが「口話法」を中心とする教育として手話を使うことも禁止した。この理由として、木村晴美・市田泰弘は「口話主義のもとで、手話は弾圧され続けたのである。手話を習得してしまうと、口話の習得が阻害される、というのが、弾圧の根拠とされていたが、その科学的な証明はなされていないままであった。おそらくは、子どもたちに口話の習得という困難な課題を克服させるには、手話のように容易に意志を伝達し合える手段があつては困る、ということにすぎなかった²⁸。」と指摘しているが、このとき「口話法」を推進した人々が根拠にした点は以下である²⁹。

(ア) ろう生も卒業後社会に出て人と関わりをもたなければならない。その社会は日本語による音声言語社会である。それ故、ろう生も日本語を習得しなければならない。そのためには口話が最も適切である。ろう児の親・家族も「わが子が話し、読み、書きができること」を何よりも望んでいる。

(イ) 手話は社会的共通性がなく、日本語と違う語順であり、日本語の習得にあまり役立たない。また手話では象徴的、論理的な力は身につかない。

極論になると「手話は動物的」などの考えもあった。

多くの学校では手話を主として教育がなされていたが、日本語の読み書きの力が十分ついていないという現実もあり、教師も苦悩していた。

そうした折に、グラハム・ベルの講演、西川はま子の実践例、口話法ろう学校の創設と、そこでの実践、そして何よりも「わが子が話せるようになってほしい」という親や家族の強い願いと成功例があいまって、口話法が受け入れられ、広がっていったと言えよう。

コミュニケーション方法（教育方法）が「口話法のみ」となると、残存聴覚に限界を感じている者には無理があるし、「手話法のみ」となると、これも無理があるといえよう³⁰。

筆者は、手話・口話論争をふり返りながら思ったことは、「手話でもなく、口話でもなく」であるとするならば、どちらのコミュニケーション方法にも一長一短があることである。

高橋潔は「手話でもなく口話だけでもなく」と以下のとおり示している³¹。

今でもこの学校に入っていることがお気の毒で口話式の学校に入られたほうがいいと思われるような生徒さんもありますから、府立のができた暁にはそれを純然たる口話式の学校として口話式をやっ
て行ける生徒だけそれで勉強されたらいいと存じます。かくの如くに聾啞学校は幾つもの学校に分か
れて、それぞれに適したような教育をして行かなければなりませんと存じます。

高橋は「口話法」を否定しないで、聾児に寄り添いながら残聴等を判断し、教育実践していることがわかる。また、柔軟性を大事に自身が主張する「手話法」ですべての問題解決できるものとは考えていないことが理解できる。筆者はこの高橋の姿勢は教育の基本姿勢であるものと思っている。

²⁸木村晴美・市田泰弘(2000)「ろう文化宣言 言語的少数としてのろう者」現代思想編集部編『ろう文化』10頁。なお、この論文が発表されたのは、1996年4月に『現代思想 臨時増刊号「ろう文化」として刊行されている。

²⁹塩田健夫(2008)『遠藤董と盲・ろう教育』156-157頁、今井書店。

³⁰脇中起余子(2009)『聴覚障害教育これまでとこれから コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に』北大路出版。

³¹高橋潔(1925)「口話式聾教育に就いて」書かれた論文で、川渕依子編著(2000)『手話讀美 手話を守り抜いた高橋潔の信念』サンライズ出版の224-240頁に掲載された。この文は239頁に掲載されている。

こうして見てきてわかるとおり、次に、2つ事例を取り上げている視覚障害と聴覚障害を持つ重複障害のコミュニケーション障害の克服の実践事例には「手話も口話も」残念ながら使うことができない方法である。

5. コミュニケーション障害の克服

ここでは、盲ろう者の2つの事例を分析する。この事例は、筆者がかつて盲学校と福祉施設で直接かかわったものである。また、単一の聴覚障害児・者の事例ではないが、コミュニケーション障害を克服する際の重要な手がかりを知ることができる貴重なものである。

(1) 聴覚障害から視覚障害を受障した事例

筆者はかつて、聾学校高等部に在籍中の17歳のAさん（女性）にコミュニケーション障害を克服するための訓練指導を行ったことがある³²。

Aさんは、聾学校の中学部に在籍中に「悪性脳下垂体腫瘍」とわかり手術を受けた。その手術後に脳圧が上がり急激に視力低下がおこり、後遺症として視覚障害となった。当時、聾学校を休学して筆者が勤務していた中途視覚障害者の訓練施設に入所してきた。入所目的は、訓練終了後、盲学校に編入するための基礎訓練（点字、歩行、ADL、パソコン）を習得することであった。身体障害者手帳の等級は1種1級で、視力は右眼0.03（視野は30～40°中心を含む）、左眼は光覚である。聴覚障害は感音性難聴による聴力レベル、右耳102db、左耳103dbである。

Aさんの保有視覚は、眼前15～20cm程度であれば読話（向き合って相手の口の動きを見て話の内容を理解すること）が可能で、手のひらに文字（ひらがな、カタカナ、数字）を書いて伝えることも可能であった。またAさんは、聾学校の高等部2年生まで口話を中心に教育されてきた。読み書きについては十分習得できていた。手話に関しては、本人は使えていたが、福祉施設では特に使うことはなかった。視野は狭かったが近くでの会話は口話でも確認ができた。わからないときは、筆談により行った。Aさんはこうしたハンディにも負けることなく、意欲的に学ぶ努力家であった。

保有視覚の活用にあたっては、家族の協力を得て、眼科への定期健診の際、眼科医にパソコンのモニターの利用に関して意見を聞いてもらうようお願いしたところ、眼科医からは「モニターの文字を読むことで視力低下等にはつながる恐れはなく特に問題ない」との意見を頂くことができた。

その後、Aさんのパソコン訓練の希望を聞くためにアセスメントを行った。Aさんから「新聞記事等が読めないことから情報が得られないので、パソコンを使って文字情報を読みたい」との話がされた。当時は、まだ、今のようにインターネットが普及していなかったが、デジタル情報としての文字放送のデータをリアルタイムに無料で受信することができた。事前に画面に映し出される文字を読むことができるか否かの評価をしたところ概ね24ポイントの文字の大きさならば読むことができた。

実際に、文字放送のデータをモニター画面に文字拡大表示すれば、Aさんにはモニターに映し出された文字情報を保有視覚で読むことができたので、「文字放送受信ユニットとパソコンを接続させて、リアルタイムに情報取得できる方法を学びたい」との希望があった。また、「ワープロの入力操作方法を学びたい」との希望もあった。さらに、「聾学校高等部を休学しているので、聾学校との友人と直接会ってコミュニケーションすることができないので、ワープロで作った文書をそのまま直接パソコンソフトを使って、ファッ

³²深澤茂 他（1996）「弱視・聾の重複障害者の文字放送データ利用～マッキントッシュを活用した指導例～」『PIN』（第17号）視覚障害者情報機器アクセスサポート協会、20-25頁。

クス送信して連絡したい」との希望があった。そして、「友人から自宅のファックスに連絡をしてもらうことで、相互のコミュニケーションができるようにしたい」とのことであった。また、母親の希望により、パソコン訓練には同席して一緒に学ぶ方法を取っていた。その理由は、パソコン訓練終了後、自宅にパソコンを設置して活用する際に母親によるサポートできる体制を考えてのものであった。当時の記録をみると、23回（23時間）の訓練で、ワープロでの文書処理・印刷およびパソコンを使ってファックス送信の仕方、文字情報データ取得の順で習得した。

モニター画面に表示される文字は、19インチのモニター画面に文字サイズは24ポイント文字として設定して、文字放送の画面表示された文字を読むことができた。また、ワープロの使い方もマスターした。併せて、パソコンから直接友人宅のファックスにワープロで書かれた文書を送信することができるようになった。さらに、友達からの手書きのファックスも読むことができ、友達とのコミュニケーションが図れるようになった。また、文字情報のデータ取得により、知りたい情報をいつでも知ることができ、毎日、リアルタイムに得られるニュース、天気予報、イベント、コンサート情報を取得することができるようになった。

弱視・聾の重複障害者のAさんにとって、文字情報は情報障害を否認しない事実を少しでも解消するために必要不可欠なものであり、それによって得られた情報は、ともすれば情報障害に陥りやすい状態から必要な時に文字放送データを取得することができ、読むことができることになり、Aさんにとって価値ある情報になったことは間違いないものである。

（2）視覚障害から聴覚障害を受障した事例

筆者は、盲学校に在籍中の17歳で失聴したB君（男性）の支援にかかわった³³。B君は、身体障害者手帳の等級は1種1級で、視力は右眼ゼロ、左眼は光覚で、6歳の時に難聴であることに気づき、右耳は音源確認不能で、左耳は45db程度であった。その後、聴力の回復があり、両耳とも30dbとの記録がある。季節の変わり目にはふらつきや頭痛を訴え、難聴治療専門の中国鍼灸院に通院していた。また、定期的にC大学附属病院耳鼻科にも通院していた³⁴。

そうした中、聴力の低下による耳の変化に気づき、帰省時期と重なったため、帰省後にD大学附属病院耳鼻科に受診した。聴力検査の結果、500Hzは45db、1000Hzは60db、2000Hzは65dbで以前より聴力の低下がみられた。耳鼻科医の診察の結果、診断名は「特発性難聴」とのことで、難聴が進行して聴力低下していることが明らかになった³⁵。

電話でのやり取りを行ったが、次第に聴力低下が激しく、補聴器を使っても電話での会話は不可能になった。以下は、当時筆者とB君との電話での様子を記録したもので、筆者は「盲聾者の生活指導—記録ノ—

³³深澤茂（1980）「筑波大学附属盲学校寄宿舎における養護・訓練 —盲・難聴の歩行指導の事例研究—」『視覚障害教育・心理研究』第1巻第2号、視覚障害教育・心理研究会、25-28頁。

³⁴深澤茂（1988）「失聴前後」福島智君とともに歩む会 小島純郎・塩谷治『指で聴く』松籟社、8-13頁。

³⁵福島智（2011）『盲ろう者として生きて 指字によるコミュニケーションの復活と再生』明石書店、140頁。筆者は、当時、B君の母親より医師が付けた診断名を口頭により聞いたために「突発性難聴」と勘違いをしてしまい表記をそのまま使ったが、正確には「特発性難聴」であったことがわかった。「突発性難聴」は耳の病気がなく、片側の耳が聞こえなくなる病気であり、適切な治療により、予後は概ね良好である。しかし、「特発性難聴」は、原因不明の難治性の感音性の難聴で、右耳や左耳が時々急性増悪を繰り返しながら、両耳が進行すると言われている。B君は「特発性難聴」と診断された。

ト一」(以下、「記録ノート」)に記した³⁶。

B君宅に連絡する。Pm 9:00過ぎで、本人を電話口に出したが、B君の残存聴力では、電話での会話は不可能であった。まったく私の話す声は聞こえず、なんだか私の心までさみしく思えて、胸にこみあげてきてしまった。コミュニケーションがとれないことは、なんてむなしいことかと感じた³⁷。

(1981年2月18日・水)

次の記述から、翌日から耳鼻科医の指導で1日30分の補聴器利用を試験的に始めていることがわかる。

B君より夜10時ごろ、自宅にtelがくる。今日の受診で主治医より補聴器を試聴するよういわれて先生に初めてtelしたんですという話があった。補聴器利用である程度は聞きとれているように感じられた。B君のtelの内容は、[新年度の4月からの寄宿舎の]部屋移動の希望であった。本人の要望は、高等部2年のE、Fさんと一緒に部屋としてくださいというものであった³⁸。

(1981年2月19日・木)

この電話は補聴器を使つての電話であり、聴力回復によつての電話ではなかつた。つまり、補聴器がなければ会話ができなかったことを意味している。

2月25日夜8:30ごろ、B君宅にtelする。

この数日、聴力低下がいちじるしく医学的リハビリテーションでは十分に治療効果があがらない。とにかく、耳で母親がいくら大声で話しても聞きとれず、補聴器を利用しなければ、残存聴力では無理(認知不可能)であるという³⁹。

(1981年2月19日・木)

その後、3月に入つてからは、急速に聴力低下が激しく補聴器も使つてもことばの聞き取りも徐々に不可能になつていった。そのことを受けて、翌日、2月26日付けで「点字の手紙を入れて、B君を励ます」との記録が「記録ノート」に記載されている。

以下は、母親が息子B君を案じることと張りつめた緊張感が伝わつて来る内容手紙が母親から届いている。

Bはどん底のなかでもしっかりと頑張っています。

今夜「[日本の]有名な作者[作家]はみな自殺をしているなあ」と言うのでまさかと思いましたが、死ぬことだけは考えないでくれ。どうしても生きてくれと書きましたら、つまらんことを言うなあ、僕がそんなことをすると思うかと点字でやられてしまいました。

³⁶福島智(2011)『前掲書』144頁。筆者は、当時「盲聾者の生活指導 -記録ノート-」(以下「記録ノート」とする)を付けていた。この「記録ノート」を福島智氏が2008年に東京大学に提出した博士論文『福島智における視覚・聴覚の喪失と「指字」を用いたコミュニケーション再構築の過程に関する研究』を作成する際に本人から「記録ノート」の貸出の依頼があつたので、貸出した資料である。これ以降の注は、すべて筆者の書いた記録を元に福島氏が博士論文の一次資料に活用しているので頁数も示した。2011年『盲ろう者として生きて 指字によるコミュニケーションの復活と再生』明石書店から出版されたものである。なお、この部分の氏名はそのまま福島氏の著書に表記されているが、本論ではイニシャル表記とした。詳細については、福島氏の同書(博士論文)を一読願いたい。

³⁷福島智(2011)『前掲書』144頁。

³⁸福島智(2011)『前掲書』144~145頁。

³⁹福島智(2011)『前掲書』145頁。

落ち度も多いのですが、こんな立派な人間を神が見捨てるはずがないとわたしも思います。親が言うのもおかしいですが、見習うべき点は多々あります。[中略] わたしもくじけず頑張ります。

先生の温かい御心感謝でいっぱいです。Bは良い人たちにかこまれ、真心にかこまれ、幸せな人間です。ありがとうございました。とりいそぎお礼申し上げます。

かしこ⁴⁰

このハガキは、3月2日（月）に消印され、3月4日（水）に受け取っている。

その後、学校を代表して担任と一緒に3月11日（水）と12日（木）にG市立心身障害者福祉センターに出向き、今後の対応について調整を行った。

3月11・12日にG市立心身障害者福祉センターに〔出向き〕、医者〔H医師〕、父兄、本人、学校からI先生と筆者が今後のB君の日常生活を進めるかを検討してきた。

とにかく、視覚・聴覚障害が高度であるので、精神的な面でのコミュニケーションが重要である。その意味で、寄宿舎生活を数か月間は専門の担当者があたってきめ細かな指導を行わなければならないと思う。実際、B君と会ってみても、残存聴力が若干残っているのみで、補聴器も1日30分程度、使用できるのであった。コミュニケーション手段は、点字の利用が最大のものである。しかし、日常生活では、点字のみのコミュニケーションでは不足で、ボディタッチの方法を考案することが重要な課題である。中途聴覚障害者ということで、心理的な動揺は甚だしいものである。

私達が、医師と話しているときでも、その内容が不安であって、内容を母親に聞く一幕もみられた。つまり、盲・難聴者という重複のハンディキャップであることは、よりいっそう精神的な不安が多く、今後の指導をどのような方法で進めるかが、重要な課題である⁴¹。

(1981年3月15日・日)

実は、この時期に母親が指点字を考案して、初歩的な会話をしていた時期であったようであるが、母親とB君との指点字での会話をしていたことを外来診療室でH医師は目撃している記録がある⁴²。しかし、母親が考案した「指点字」をいつ頃から使い始めたのか正確な日付はわかっていない。

いずれにしても、3ヶ月余りの苦悩な日々を過ごしたB君であった。徐々にではあるが、聴覚障害を認識して、次のステップに行こうとする段階であった。

以下は、B君が母親と一緒に3月21日（土）に寄宿舎に戻ってきた様子である⁴³。

1981. 3.21（土）Pm 8:00～

B君は母親と共にPm 2:20に来舎した。部屋移動を行うためであり、今日は宿泊する。(21、22日)

3か月間友達と会っていないので、友達のほうでもB君のところにきて話を行う。指点字(人差し指、中指、薬指を利用する)によるコミュニケーションである。かなりB君は慣れたものであった。

⁴⁰福島智（2011）『前掲書』148頁。

⁴¹福島智（2011）『前掲書』190頁。

⁴²福島智（2011）『前掲書』190-191頁。

⁴³福島智（2011）『前掲書』202頁。

私は、点字を打ったものを渡すのみであった。その内容は「23日入院だが会議のため行ってあげられない」というものである。担任のI先生も夕方4時ごろ来舎して、B君とBlista⁴⁴を利用して会話をしていた。私は5時ごろから1時間半程Blistaを利用してコミュニケーションをとった。

その内容は、B君からの質問で、先生は何故J病院に入院することを反対するのか？教えてくださいというものである。私は「B君には酷なこともかもしれないが、西洋医学でだめなものが、東洋医学で治ることは考えられないし、気休めのような治療よりも、学校でクラスの生徒とコミュニケーションをはかったほうが精神的な意味で安定するのではないのか。(いろいろなストレスの解消のためにも大切かと思う)」というものである。

B君は「先生、確かに科学性といわれれば、僕にもないと思う。しかし、実際に治った事例があることは、僕としても何とか入院して挑戦することにしたいと思う」という。そのことは、私にもよくわかるし、まったく、私もB君の病気が治るものならば、宗教でも何でも信じることは良いと言った。けれども、科学性とは異なることは確かである。

それから、私はB君が病気になるからいろいろと教えられることが多くなったように思う。

人間が生きることは、いろいろな面、苦しさもあれば喜びもある。でも、生きなければならない。力強く生きる人生こと意義ある人生かと思う⁴⁵。



図2 「Blista」(点字速記用タイプライター)
http://yougu.nittento.or.jp/product626_80.html
(2015年12月27日確認)

右の図は、「Blista」という点字速記用タイプライターである。

筆者の「記録ノート」には、この時点で「指点字」によるコミュニケーションが始まっていることが記載されていた。また、B君と真剣に向き合い、寄り添うことの大切さを感じる時間でもあった。

視覚障害から聴覚障害となった盲ろう者のコミュニケーション方法の一つとして重要な方法であったことが理解される。この「指点字」(人差し指、中指、薬指を利用する)の方法は、母親が考案したもので、他者とのコミュニケーションには適していることをB君がわかり始めた時期であった。

また、B君は失聴することで他者とコミュニケーションができる方法として「指点字」が見出せたことは、紛れもなくB君の障害の克服にも大きな力になっている。

その後、B君は、クラスメートの協力体制により、授業にも日常生活にも創意工夫をこらして、一浪を経て見事、大学に合格した。この間、生活を支える支援体制として「B君とともに歩む会」もできた。具体的なコミュニケーション方法は、両手の指を点字タイプライターに見たて、通訳者が点字を打つ要領で

⁴⁴Blista「プリスタ」とは、西ドイツ式の点字タイプライター「Blinden-Studien-Anstalt」(プリンデン-シュトゥディエン-アンシュタルト)で、「盲人用の速記用点字タイプ」である。このタイプライターの利用時のタイプ音も静かで会議等の際にも速記用に使い、その場で読むことができるものである。当時、石川准氏(現在:静岡県立大学教授)が「プリスタ」を1台所有していたもので、B君に貸出したものである。このことは、2015年12月26日にB君の母親より電話にて再確認したものである。

なお、日本点字図書館で「プリスタ点字速記用タイプ(ドイツ製)」(定価13万円)で販売されている。盲ろう者のコミュニケーション機器として最適で、「日常生活用具給付等事業候補品」(市町村に申請)となっている。

⁴⁵筆者とB君が「プリスタ」を使って、B君の思いに寄り添いながら真剣に語っているものである。福島智(2011)『前掲書』203頁。

軽く指を叩くという「指点字」でのコミュニケーションをはかっている。

6. 事例の考察

コミュニケーション障害の克服については、Aさんは、母親の協力を得て、パソコン訓練と一緒に受ける中で、心強いサポート体制を取ることができた。このことで、Aさんは学ぶことへの不安もなく、スムーズにパソコン操作の習得ができた。また、何よりディスプレイの文字を拡大して読むことや筆談の文字の読み書き及び送られてきたファックスの文字が読めるなどの保有視覚が活用できたことは、コミュニケーション障害を克服するための希望にもつながったものと思われる。また、パソコンの活用によりファックスによる友達とのコミュニケーションが図れることにもつながった。さらに、点字の導入もできたことも大きかった。それは、今後何らかの原因で視力低下をした時にも速やかに「指点字」への移行もスムーズにできるのではないかと思われる。直接、当時は、接近手話での会話を試みることはなかったが、こうした工夫も課題としてあげられるものと思われる。いずれにしても、コミュニケーション障害の克服には利用可能と思われるコミュニケーションの方法を積極的に活用することが今後の課題である。

また、B君は視覚障害から中途の聴覚障害を受障した事例である。視覚の活用もできずに聴覚障害となり、失聴による精神的なストレスは言葉では言い表すことができないものであったに違いない。さらに、B君の母親が点字タイプライターの入力方式をイメージして「指点字」を発見したことは、コミュニケーション障害の克服にもつながり、希望につながっていたものである。また、B君の日常生活は多くの支援者とその協力体制がなくてはならないものである。この「指点字」の発見もまさに盲聾教育の原点にもつながり、創意工夫によるものと評価できる。また、大正時代から昭和初期にかけての手話・口話論争に見てきたように、「手話も口話も」柔軟な対応が必要で、そこにいる聾児をしっかりみて、その聾児に適した教育をすることの大切さにつながるものであると確信する。また、聾教育の場でのコミュニケーション方法は、手話・口話・聴覚口話、そして手話と変遷してきている。さらに、一貫して書記日本語（国語）が併用されてきている。同時に、近年、人工内耳、指点字、IT機器の利用等々、コミュニケーション方法の幅が広がってきている。併せて、インクルージョンの見地からは、聴覚障害児・者が適切に選択できることから多様性を認め合うといった教育を展開することが必要であるといえよう⁴⁶。

7. おわりに

本論文の目的は、近代の聴覚障害教育の発展過程を踏まえて、聴覚障害と視覚障害を持つ重複障害の2例を通し、コミュニケーション障害の克服の課題を考察することであった。

大正時代から昭和初期にかけての手話・口話論争に見てきて、「手話か口話か」といった考えの教育から「手話も口話も」といった教育の大切さを知ることができた。また、盲聾教育の歴史は、創意工夫の歴史であったものと思える。同時に、明治時代の古河太四郎の盲聾教育への情熱と工夫には頭が下がる。さらに、高橋潔は「口話法」推進者に批判されても「口話法」への否定をせずに、柔軟に対応したことと「手話法」を守り抜いた信念を貫いたことにも頭が下がる思いである。

また、聴覚障害から視覚障害を受障した事例と、視覚障害から聴覚障害を受障した2事例を通して、コミュニケーション障害を克服した違いはあったものの、Aさんは中途の弱視として「保有視覚」があることで、コミュニケーション障害を克服するためにパソコン等の活用の導入もスムーズにできた。しかし、

⁴⁶荒川智「特別ニーズ教育とインクルージョン -21世紀に向けて」中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、89-105頁。

Aさんが視力ゼロであったならば、非常に厳しいものがあったものと思われる。また、B君の事例は視力ゼロであっても点字を使っていたことで、コミュニケーション障害の克服には点字を有効に活用することができた。すなわち、B君の事例は母親とのやり取りの中で、発見された「指点字」はB君のその後の人生において、コミュニケーション障害を克服する大きな力になったことは事実である。

今後、聴覚障害児・者の世界では「手話言語法」が制定される動きと並行して、多様なコミュニケーション手段が開発され、受け入れられる、そして容易に活用できる社会となるものと思える。そのことにより、聴覚障害児・者のノーマライゼーションが実現されるのではないかといえよう。